

行政制度調整方針（協議会協議項目）

財政部会	各種事務事業の取扱い 財務に関すること
------	---------------------

分類	調整項目	調整方針	頁
指定金融機関	指定金融機関、収納代理金融機関、郵便官署の取扱い	<p>指定金融機関については、両町村の例を基本に、合併時までに調整する。</p> <p>指定代理金融機関については、黒川村の例による。</p> <p>収納代理金融機関については、両町村の例による。</p> <p>口座振替手数料については、両町村で差異がないため現行のとおりとする。</p> <p>定期検査については、合併時に中条町の例により統一する。</p> <p>金融機関の指定方法については、合併時に黒川村の例により統一する。</p> <p>郵便官署の取扱いについては、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。</p>	3

行政制度調整表

専門部会	2	財政部会	分類	2	指定金融機関
分科会	3	会計分科会	調整項目	1～3	指定金融機関、収納代理金融機関 郵便官署の取扱い

中条町担当	会計課	係	担当者名	
黒川村担当	出納室	会計・出納係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考		
記載事項	中 条 町	黒 川 村				
指定金融機関	(株)北越銀行中条支店 (* (株)第四銀行中条支店と2年交替) (公金取扱事務) 法令、中条町財務規則、指定金融機関等事務取扱規程、中条町指定金融機関の公金取扱事務に関する契約の定めるところにより、公金の収納及び支払を行う。	(株)第四銀行中条支店 (公金取扱事務) 法令、黒川村財務規則、指定金融機関等事務取扱規程、黒川村指定金融機関の公金取扱事務に関する契約の定めるところにより、公金の収納及び支払を行う。	両町村の例を基本に、合併時までに調整する。 一行指定とする。			
指定代理金融機関	指定なし	黒川村農業協同組合本所・胎内支所	黒川村の例による。			
収納代理金融機関	第四銀行中条支店 大光銀行中条支店 新潟県信用組合中条支店 新潟県労働金庫中条支店 中条町農業協同組合 みずほ銀行新潟支店(窓口収納)	北越銀行中条支店 大光銀行中条支店 新潟県信用組合中条支店 新潟県労働金庫中条支店 指定はしていないが、事実上収納事務を行っている。 みずほ銀行新潟支店(窓口収納)	両町村の例による。			
口座振替手数料	1件10円	1件10円	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。			
定期検査	毎会計年度1回実施 (その他必要と認めるときは随時に行うものとする。)	毎会計年度2回実施 (その他必要と認めるときは随時に行うものとする。)	合併時に中条町の例により統一する。			
金融機関の指定方法	指定金融機関の指定については、議会の議決を得て契約の締結を行い、その旨告示をし、指定金融機関から担保の提供を受ける。 収納代理金融機関の指定については、指定金融機関と協議して指定を行い、指定金融機関との間に契約を交わす。	指定金融機関の指定については、議会の議決を得て契約の締結を行い、その旨告示をし、指定金融機関から担保の提供を受ける。 指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定については、指定金融機関と協議して指定を行い、指定金融機関との間に契約を交わす。	合併時に黒川村の例により統一する。			
郵便官署の取扱い	郵便局(払込み・自動払込み) 指定はしていないが、事実上収納事務を行っている。	郵便局(払込み・自動払込み) 指定はしていないが、事実上収納事務を行っている。	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。			
関係法令等	地方自治法 中条町財務規則 指定金融機関等事務取扱規程	地方自治法 黒川村財務規則 指定金融機関等事務取扱規程	財政への影響額 単位：千円			
				予算額	調整後見込額	影響額(増減)
			中条町			
			黒川村			
		計				
備考 平成15年度当初予算ベース						